

# 広瀬川漁業協同組合

## 漁具・漁法の制限及び遊漁期間

ア.漁業の名称	イ.漁業の方法	ウ.統数又は規模	エ.区 域	オ.期 間
あゆ漁業	網類使用	網地は 15 cmにつ いて10 節以下	行使規則第 8 条 に規定する禁止 区域以外の区域	6 月第1 日曜日から10 月31 日まで の期間内で組合が定めて公表する期 間内
	竿釣(友釣・掛け釣)手釣・ ひっかけ・突き			
	や な	全体で1 統まで	大井手井ぜき下 流端から広瀬橋 上流端までの区 域	9 月1 日から10 月31 日まで の期間内で組合が定めて公表する期間内
こい漁業	網類使用	網地は 15 cmにつ いて10 節以下	行使規則第 8 条 に規定する禁止 区域以外の区域	6 月第1 日曜日から 11 月15 日まで の期間内で組合が定めて公表する期 間内
	竿釣・手釣・突き・掛け			
ふな漁業	網類使用	網地は 15 cmにつ いて10 節以下	同 上	6 月第1 日曜日から 11 月15 日まで の期間内で組合が定めて公表する期 間内
	竿釣・手釣・突き・掛け		同 上	年 間
やまめ漁業	竿釣・ひっかけ・突き		同 上	6 月第1 日曜日から9 月30 日までの 期間内で組合が定めて公表する期間 内
うなぎ漁業	竿釣・手釣・うけ・かご・ 石くら・かじ針類 やな	うけ・かごは 1 人 につき合計 10 個 まで	同 上	3 月1 日から9 月30 日までの期間内 で組合が定めて公表する期間内
もくずがに漁 業	竹かご・網かご類・やな	1 人につき合計10 個まで	同 上	9 月1 日から11 月30 日までの期間 内で組合が定めて公表する期間内
おいかわ漁業	竿釣・突き・掛け ・ビン		同 上	6 月第1 日曜日から 11 月15 日まで の期間内で組合が定めて公表する期 間内
てながえび漁 業	竿釣・突き・掛け ・ビン		同 上	6 月第1 日曜日から 11 月15 日まで の期間内で組合が定めて公表する期 間内

# 広瀬川漁業協同組合

## 全面禁止区域

ア. 区 域	イ. 期 間
(1) 六月田橋上流端から米ノ津橋上流端まで	年 間
(2) 大井手井ぜきから70メートル下流地点まで	年 間
(3) 小木場川と平良川の合流地点下流から各川の上流全域	年 間
(4) 樋ノ谷川観音淵下流端から上流全域	年 間
(5) 高川ダム及びびダム上流の全域	年 間
(6) 六月田井堰から80メートル下流地点まで	年 間

## 漁具・漁法による禁止区域

ア. 区 域	イ. 漁具・漁法
(1) 上知識橋下流下流100メートル地点より六月田井堰まで	網 類
(2) 築橋下流下流80m地点より沖田井堰まで	網 類
(4) 五万石井ぜきから上流、田原橋上流端まで	網 類
(3) 水天淵大岩下流端から上流200メートル地点まで	釣り以外の漁法
(5) 本流と坂元川の合流地点下流から各川の上流全域	網 類
(6) 栗毛野橋から上流全域	網 類
(7) 柴田井ぜきから上流全域	網 類
(8) 樋谷川、折尾野井ぜきから上流全域	網 類
(9) 軸谷川、日当橋から上流全域	網 類

## 全長の制限

魚 種	全 長
あ ゆ	10センチメートル以下
こ い	20センチメートル以下
ふ な	10センチメートル以下
う な ぎ	21センチメートル以下
や ま め	12センチメートル以下
も く ず が に	甲ら5センチメートル以下
お い か わ	3センチメートル以下
て な が え び	3センチメートル以下

# 広瀬川漁業協同組合

## 遊漁料

漁種	漁具・漁法	遊漁料		備考
		日額	年額	
あゆ	建網・刺網・まき網類	(1場所当たり) 8,000円		解禁
		7,000円	13,000円	夏川
		(1場所当たり) 11,000円		下り
	投網	1,500円	5,000円	
	その他の網類	500円	3,000円	
	友釣・掛け釣(空針かけ)・ひっかけ等	1,500円	7,000円	
こい	竿釣・手釣	500円	3,000円	
ふな	竿釣・手釣	500円	3,000円	
やまめ	竿釣・手釣	1,000円	5,500円	
うなぎ	竿釣・手釣・かじ針類	500円	3,000円	
	うけ・かご・石くら	(1籠当たり) 1,500円)		10個まで
もくずがに	竹かご・網かご類・やな	(1籠当たり) 1,500円		10個まで
おいかわ	竿釣・突き・掛け・ビン	500円	3,000円	
てながえび	竿釣・突き・掛け・かご	500円	3,000円	

## 漁具・漁法の制限及び禁止

次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 電流、薬物を使用する漁法
- (2) 瀬干漁法
- (3) 上りやな類
- (4) 水中鉄砲類
- (5) 舟、いかた類を使用する漁法
- (6) 潜水器、及び簡易潜水具類を使用する漁法

# 広瀬川漁業協同組合

## 夜間採捕の禁止

次に掲げる漁具又は漁法により日没から日の出までの間、水産動植物の採捕をしてはならない。

- (1) 各種網類
- (2) 掛け針 (空針かけ)
- (3) 夜振り (火光を使用して直径15センチメートル以上のたも網又は建網で採捕する行為)

2 前項第1号の規定は毎年6月第1日曜日に限り適用しないものとする。ただし、投網を除く

## 販売所案内

### 遊漁券販売所について

1. 広瀬川漁業協同組合 事務所 (出水市緑町 39-19)

平日 9時～14時 (土日、祝日 休み)

電話・FAX 0996-62-2780

2. 内木場遊漁券販売所 (出水市中央町435)

随時 (期間中)

ローソン八幡店 近く

携帯 090-7161-6771

## 組合員募集

### 組合員の募集について

当組合では、新規組合員の加入をお願いしております。

詳細は、組合事務局にお尋ねください。

電話 0996-62-2780